

第4章 調査計画

第1節 各種調査計画

本計画は災害時に迅速、的確な災害活動を実施するとともに、火災予防上必要な事前の措置を講じるため、あらかじめ地域の実情を調査し、把握するために実施するものとする。

1 消防地理・水利調査

この調査は、消防活動に影響を及ぼす地形、地物、道路、河川等の状況把握及び消防水利の維持管理の適正を期するために調査するものとする。

(1) 消防地理・水利調査

- ア 地形及び地物
- イ 道路及び橋
- ウ 河川及び海岸
- エ 建築物
- オ その他災害防ぎょ上注意を要する箇所
- カ 消火栓
- キ 防火水槽
- ク その他消防水利

(2) 調査区域

調査の区域は、原則として第2章第1節2に規定する「担当区域」とする。

(3) 水利台帳の作成

担当区域内等に水利が新たに設置され、変更され、又は廃止されたときは、消防長に報告するとともに別に定める様式により、水利台帳を作成しなければならない。

(4) 消防団の消防地理・水利調査

この調査は、消防団長が必要と認めたとき又は月例点検日に各分団長が消防活動に支障をきたさぬよう地区内の消防地理、水利を把握するために行う調査をいう。

2 災害危険区域等の調査

警備課長又は分署長は、担当区域内の高層建築物、危険物施設、その他災害が発生した場合に多数の人命危険のある対象物等について調査し、消防活動に備えさせるものとする。また特に必要があるときは、その結果を関係機関に連絡し、災害の未然防止策を講ずるものとする。

(1) 消防重要警防対象物の調査

火災が発生した場合、多数の人命危険又は著しい延焼拡大危険が予想される対象物又は官公庁等社会的影響の大きな対象物を把握するために行う調査をいう。

(2) 火災危険区域の調査

木造建築物が密集し、火災発生時には人命危険及び延焼危険が大であり消防活動上極めて防ぎょ困難な区域を把握するために行う調査をいう。

(3) 水害危険地域の調査

台風、集中豪雨等による大雨により水害の危険がある地域を把握するために行う調査をいう。

(4) がけ崩れ危険箇所の調査

地震、集中豪雨等により、がけ崩れのおそれがある箇所を把握するために行う調査をいう。また、県、市、消防合同のパトロール調査は、警備課において行うものとする。

(5) その他の災害危険区域の調査

その他の災害危険区域で消防活動上特に調査の必要があると認めたとときに行う調査をいう。

3 その他の調査業務

その他の調査業務は、担当区域ごとに実施するものとし、その種別は次のとおりとする。

(1) 空地（枯草）調査

消防法第3条及び逗子市火災予防条例第24条第1項の規定により空地の実態を調査し、所有者等に火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(2) 空家及び廃屋の調査

逗子市火災予防条例第24条第2項の規定により空家の実態を調査し、所有者等に火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 街頭消火器維持管理調査

街頭消火器を維持管理するために必要な調査をいう。